

長野県松本養護学校整備基本方針

令和4年（2022年）3月

長野県松本養護学校・長野県教育委員会事務局特別支援教育課

目次

1 はじめに	2
2 松本養護学校の現状と課題等	3
(1) 松本養護学校の概要	3
(2) 松本養護学校に今後期待される役割	3
(3) 松本養護学校の学びに係る現状と課題	4
(4) 松本養護学校の環境整備に係る現状と課題	8
3 これからの松本養護学校の学校づくりのコンセプトと実現に向けた取組	10
コンセプト1 可能性が最大限伸びる学び	10
コンセプト2 共生社会の実現に向けた協働の学び	11
コンセプト3 多様な教育的ニーズに対応する専門性の向上	12
コンセプト4 身近な地域での学びの充実	12
4 松本養護学校の環境整備に関する基本的な考え方	13
(1) 設置場所について	13
(2) 施設設備の整備方法	13
(3) 国の特別支援学校設置基準との整合	13
<参考資料>	14
(1) 松本養護学校の児童生徒の状況	14
(2) 学びの改革を支える環境整備のイメージ（長野県特別支援学校整備基本方針より）	16
(3) 共生社会の実現に向けた協働の学び	17
(4) 視察報告	18
<検討経過・構成員名簿>	21

1 はじめに

この方針は、本県の特別支援学校における学びの改革を推進するため、これからの特別支援学校の学びのあり方と、これを支える環境整備についての基本的な考え方を示した「長野県特別支援学校整備基本方針」〔2021年（令和3年）3月 長野県教育委員会〕に基づき、策定するものです。

本方針には、「長野県特別支援学校整備基本方針」に示されている「1 基本理念（1）特別支援教育の進め方（2）特別支援学校において実現すべき学びの姿」「2 学びの改革」等を踏まえ、松本養護学校の学びの改革とそれを支える環境整備の方向性を示します。

（参考）長野県特別支援学校整備基本方針（概要版）抜粋

長野県教育委員会

これからの特別支援学校の学びのあり方と環境整備についての基本的な考え方

1 基本理念

（1）特別支援教育の進め方

本人・保護者の意向を最大限尊重した適切な学びの場で、個々のニーズに応じた教育の提供とインクルーシブな教育の推進

（2）特別支援学校で実現すべき学びの姿

○ 児童生徒の可能性が最大限伸びる学び

今日に満足し明日を楽しみに待つ学校生活、満足感と成就感、長所の伸長 等

○ 共生社会の実現に向けた協働の学び

同じ地域の同世代の仲間との日常的な交流、地域や企業の方等との学び合い 等



2 学びの改革

（1）特別支援学校における学びの充実

① 可能性が最大限伸びる学び

- 時代や社会の変化に対応した教育課程の編成
- ニーズに応じた効果的な個別・小集団学習の導入
- ICT機器やWi-Fi環境を活用した授業 等

② 共生社会の実現に向けた協働の学び

- 副学籍制度を活用した交流学習等の推進
- 企業や福祉施設等と連携した進路支援 等
- ③ 多様な教育的ニーズに対応する専門性の向上
- 勤務年数や希望分野に応じた研修体系の構築
- 各校に「専門性サポートチーム」を組織 等



（2）身近な地域での学びの充実

① 小・中学校等における特別支援教育の充実

- 小・中学校の特別支援教育に関する対応力向上
- 特別支援学校のセンター的機能の強化
- ② 分教室の設置推進
- 遠距離通学負担解消等のため地元の学校の空き教室を活用した小・中学部分教室の設置推進 等
- ③ サテライト教室の設置推進
- 知的障がい特別支援学校への盲学校等のサテライト教室の設置推進
- ④ 市町村立特別支援学校の設立推進



3 学びの改革を支える環境整備

（1）教育環境の改善

① 可能性が最大限伸びる学びを支える教育環境

- 児童生徒数に応じた必要な教室数の確保
- 多様な教育的ニーズに対応できる教室等の整備 等

② 協働の学びを支える教育環境

- フレキシブルな活用が可能な作業室の整備
- 小・中学校等や地域の方々と日常的な交流や共同学習等が可能な交流ゾーンの整備 等

③ 安全・安心で快適な教育環境

- 多様な児童生徒等を含み込むユニバーサルデザイン化
- クールダウンスペースや談話室等の整備 等



（2）施設整備の考え方

① 長寿命化・改築の考え方

- ファシリティマネジメント計画を踏まえた利活用
- ② 整備の進め方
- 建築年数や学びの環境としての適性を考慮し、必要性の高い学校から順次整備
- 国の「特別支援学校設置基準」策定の動向を注視
- ③ 施設整備の配慮点
- ゼロカーボン化の推進
- 地域の公共施設等との連携や機能の分担
- 災害時の避難施設としての活用等の対応



2 松本養護学校の現状と課題等

(1) 松本養護学校の概要

中信地区全域の知的障がいのある児童生徒を対象とする松本養護学校は、昭和47年に現在と同じ松本市の今井地区に開校しました。

開校時64人(小・中学部のみ 高等部は昭和48年開設)であった児童生徒数は年々増加し、昭和56年には想定していた160人を上回りました。昭和63年に安曇養護学校、平成7年に木曾養護学校が開校し、松本養護学校の児童生徒数は一時的に減少しましたが、高等部を



中心に増加は続き、平成10年頃からは教室不足が深刻となりました。これに対し校庭等へ軽量鉄骨造の校舎を増設したり職員室や特別教室等を教室へ転用したりしましたが、過大・過密の状態はさらに続きました。そこで、平成30年度から中信地区特別支援学校再編整備計画に基づき、松本盲学校内に二つの分教室を設置するとともに、病弱の特別支援学校であった寿台養護学校に知的障がい部門を新設し、松本養護学校に通っていた松本市東側と塩尻市の一部の児童生徒の学区変更を行いました。その結果、平成29年度に292人であった松本養護学校本校の児童生徒数は、令和3年度には203人にまで減少し、転用した特別教室の一部を元に戻すことができています。

なお、令和3年5月1日現在の児童生徒数は下表のとおりです。

表1 各部の児童生徒数(令和3年5月1日現在)

本校 小学部	本校 中学部	本校 高等部	本校 ひまわり部 ※1	本校 合計	小学部分教室 信濃学園分室	高等部分教室 しなの木教室	重度重複部分教室 ひだまり教室	全校 合計	寄宿舎 児童生徒
58人	55人	79人	11人	203人	11人	21人	2人	237人	28人

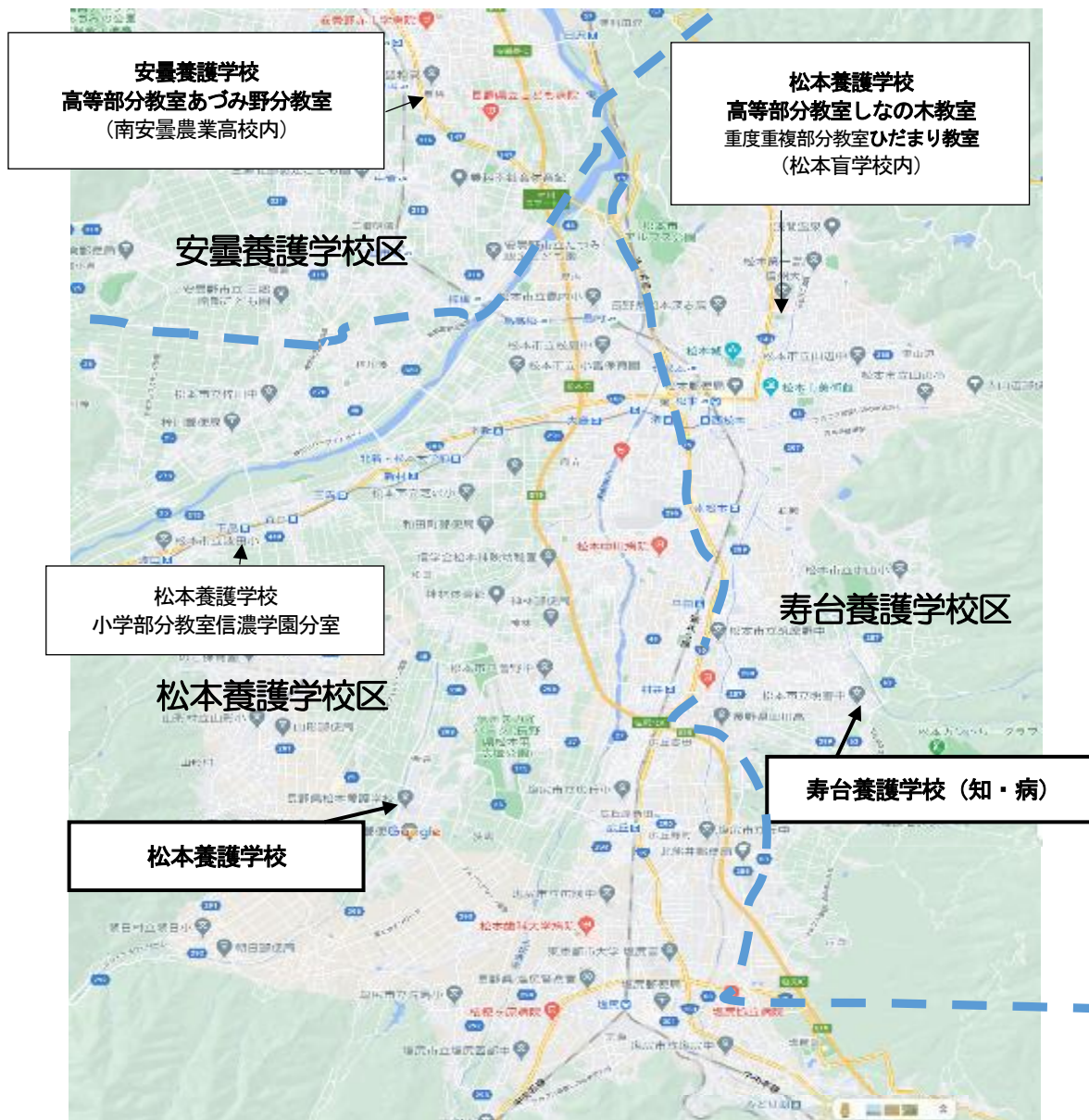
(2) 松本養護学校に今後期待される役割

松本圏域南西部(松本市西部、塩尻市西部、山形村、朝日村)の知的障がい特別支援学校として、以下に示す2つの役割が求められています。

- 知的障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた専門的で質の高い教育を提供し、児童生徒の学習意欲や学力を伸ばします。
- 地域の小・中学校等の専門性の向上を図り、知的障がいのある児童生徒が安心して身近な地域で学べる環境づくりを行います。

※1 重度重複障がいのある児童生徒を対象に教育的ニーズに応じた自立活動を主とする学習を実施。

図1 松本圏域における知的障がいの特別支援学校の配置



(3) 松本養護学校の学びに係る現状と課題

① 可能性が最大限伸びる学びに関して

〈学級編成・日課〉

- 小・中学部は、学年別の学級を編制しており、令和3年度の1教室の人数は4人～9人です。また、高等部は、障がいの多様化に対応した教育を提供するため、生徒個々の教育的ニーズを踏まえて全体を2つのコースに分けた上で、学年別の学級を編制しており、令和3年度の1教室の人数は5人～8人です。
- ひまわり部は、重度重複障がいのある小・中・高等部の児童生徒が同じ教室で学んでおり、令和3年度は、通学組が8人、訪問組※2が3人です。

※2 通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対し、教員が家庭、児童福祉施設、医療機関等を訪問して行う教育。

- 各部では知的障がいのある児童生徒にとって活動の見通しが持ちやすいよう、毎日の日課をなるべく同じにしています。
- 各部の日課は、以下のとおりです。

表2 小学部の時間割

9:00	着替え・排泄・自由遊び
9:40	朝の会
10:00	からだの時間（体育）
10:40	生活単元学習※3
11:20	給食
13:00	自由遊び
13:15	そうじ
13:40	個別学習※4・音楽
14:20	着替え・排泄・自由遊び
14:40	帰りの会

表3 中学部の時間割

9:00	着替え・排泄・自由遊び
9:40	朝の会
10:00	個別学習※4・学級活動・生徒会
11:00	体育・グループ学習※5
11:40	給食・昼休み
13:00	そうじ
13:30	生活単元学習※3・作業学習※6 音楽
14:20	着替え
14:40	帰りの会

表4 高等部の時間割

- ・コースごとの日課を設定
- ・作業学習、音楽、生徒会、学年行事に向けた学習等は、合同で実施

日常・社会生活コース		就労生活コース	
9:00	個別学習※4	8:50	健康タイム（保健・体育）
9:15	朝の会	9:20	朝の会
9:35	健康タイム（保健・体育）	9:35	学級活動・個別学習※4
10:15	作業学習※6	10:15	作業学習※6
11:45	給食	11:45	給食
13:30	音楽・体育・生徒会・ 学級活動	13:30	音楽・体育・生徒会・ 国語・学級活動・個別学習※4
14:20	個別学習※4	14:30	数学・選択教科・進路学習 個別学習※4
14:40	帰りの会	15:05	帰りの会

表5 ひまわり部の時間割

	健康観察
9:35	すこやかタイム（心身のリラックス等）
10:20	朝の会
10:40	みんなの学習（集団学習）
11:15	休息・排泄
13:35	わたしの学習（個別の自立活動） 各部の学習への参加（音楽・集会等）
14:20	帰りの会
14:40	下校準備・各部帰りの会



ひまわり部 わたしの学習
「だるまくずしちからいっばいおして」

《小・中・高等部の学び》

○ 生活単元学習

・児童生徒がやりがいと達成感を感じながら取り組めるよう、個々の想いに寄り添った活動や支援、教材等の工夫に努めています。単元後半に向けて、児童生徒がさらに意欲的に取り組めるような授業づくりが求められています。

○ 作業学習

・木工や農耕、陶芸などの伝統的な作業学習が行われており、蓄積された支援のノウハウを生かし、多様な障がいのある生徒が自己の力を発揮し取り組んでいます。社会や産業構造が変化し生徒の興味も多様になる中、さらに生徒の意欲が向上し、卒業後の自立と社会参加につながる力を伸ばせる作業学習の工夫が求められています。

※3 生活単元学習

- 学年や学級等の集団で取り組む学習
- 児童生徒の興味関心を踏まえ、生活上の共通のテーマのもと、主体的・实际的・体験的な活動を繰り返し、複数の教科等の力やよりよく生活する力を育む学習

- ・小学部は遊びを中心とした活動
- ・中学部は生活年齢を踏まえ、栽培や制作、地域とのつながりなどの要素を含むことが多い。

(単元の例)

小「松ようカップ村で遊ぼう」←全体のテーマ

中「お花を育てて、福祉ひろばへ届けよう」←全体のテーマ

- ・花づくり (協力する力、理科の力、数学の力等)
- ・プレゼントする際のあいさつ (コミュニケーションの力、国語の力等)

↑
活動内容の例

↑
(教科等の力)



小学部生活単元学習
「かえるみつけたよ」

※4 個別学習

- 個々の教育的ニーズに基づいた学習
- 一人ひとりの興味関心、発達の状態、教科の力、これまでの経験等により学習内容が異なる。

- ・教科の学習
- ・複数の教科を合わせた学習
- ・自立活動の学習※7 など



高等部作業学習手芸班
「小物づくり」

※5 グループ学習 (中学部)

- 期間を区切った学習 (2か月程度)
- 学年の枠を外し、個々の教育的ニーズを踏まえたグループを編成
- 主に人間関係の形成やコミュニケーションなどの自立活動の学習

※6 作業学習

- 製品製作、販売、サービス業務等の作業を通して、複数の教科の力や卒業後の自立と社会参加につながる力を育む学習

- ・中学部は文化祭の前に数週間実施
- ・高等部は年間を通して実施
- ・高等部の作業班
 - * 園芸、手芸、粘土、農耕、木工、エコロジー (回収、リサイクル、紙すき等)

※7 自立活動

- 障がいに基づく種々の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基礎を培う学習。具体的な指導内容は、6区分27項目に分けられる (健康の保持、人間関係の形成、身体の動き、コミュニケーションなど)

○ 教科学習

- ・音楽と体育の授業は、日課に位置づけ児童生徒の興味関心や学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、学級や学年、部、コース別等の集団で体育館や音楽室の他に廊下の空きスペースや普通教室等を使って学習しています。
- ・その他の教科については、個別学習や選択教科（高等部のみ）等の時間に個々の教育的ニーズに応じて教室を簡易なパーティション等で区切るなどして学習しています。
- ・児童生徒の知的好奇心が向上し教科の力がさらに伸びるよう、より確かな実態把握と児童生徒が教科の楽しさや専門性に触れながら集中して学習に取り組める授業づくりが求められています。

○ 自立活動

- ・実態把握をもとに個々の自立活動の目標や指導内容等を設定し、個別学習の時間だけでなく、すべての学習活動において学級担任と自立活動担当教員が指導を行っています。目標や指導内容について設定根拠を明確にすることや、個別学習の時間における自立活動の充実が求められています。

《ひまわり部の学び》

- 重度重複障がいのあるひまわり部の児童生徒は、医療的ケアの必要な子どもが6割を越えており体調管理に配慮した日課や支援、環境整備等に努めています。安全安心な教育環境のもと外界認知や意思表示の力などを育む学習の充実が求められています。
- 校内の友達や地域の方などとの交流学習の機会の拡充や内容の充実も求められています。

② 共生社会の実現に向けた協働の学びに関して

○ 交流及び共同学習・地域との連携

隣接する今井小学校や地域の方等との交流を定期的に行っており、交流を楽しむ姿が双方に見られます。さらに、児童生徒が地域とつながり、地域の方に児童生徒の主体的な姿や松本養護学校の教育のことを知っていただくよう、日常的な交流の実施が求められています。

③ 多様な教育的ニーズに対応する専門性の向上に関して

- 教職員は、熱意をもって子どもたちに真摯に向き合っていますが、経験が浅く指導に悩んだり、経験があっても前年踏襲になってしまったりすることもあります。障がいの多様化、重度・重複化などに適確に対応するために、専門性の高い教員の育成やチームとしてのサポート体制の強化、個々の教職員の専門性の向上などが求められています。

④ 身近な地域での学びの充実に関して

- 幼稚園・保育所、小学校・中学校・高等学校等から、障がいのある幼児児童生徒の理解・支援、就学、進路に関する教育相談が数多く寄せられており、松本養護学校の相談体制の強化と各学校等において特別支援教育を推進する人材の育成やすべての教職員の理解の浸透等に関わるサポートが求められています。

(4) 松本養護学校の環境整備に係る現状と課題

松本養護学校の校舎は、平成 15～18 年度に校舎の一部について屋根や給排水設備の改修、壁の木質化などの大規模改修を行ったものの、建築から 50 年近くが経過し、老朽化による雨漏りや水道設備の不具合などが常態化しています。特に寄宿舎は建築以来、対処的な修繕のみではほぼ手を入れておらず、床の傾きや窓の隙間等深刻な状況です。

また、児童生徒数は、現在も開校当時の想定と比べて 40 人以上多い状況であり、開校当時の広さのままの体育館や音楽室等は十分な学習スペースを確保できていません。さらには、障がいの多様化、重度・重複化が進む中、普通教室を改修した重度重複障がい教室や教室転用を繰り返したことにより点在化してしまった作業室など、児童生徒の力を最大限伸ばすうえで抜本的かつ早急な整備が必要です。

- ① 小学部のみ職員室あり。中学部・高等部は教室内に教員の執務机を置いており、教室が手狭
- ② 小・中・高等部ごとにまとまった教室配置が困難で、同じ部の教室が複数の棟に点在
- ③ プレイルームが全校（小・中・高・重度重複部共用）で1つ
部や学年単位で長期間の集団学習を行う際、教材等を常設できず活動に制限が必要
- ④ 体育館、音楽室が全校で1つしかない上に狭隘
使用可能な日時や時間帯、人数に制限がある上、人の往来のある中央ホールを代用
- ⑤ 小・中学部用の図工室を高等部の作業室に転用
- ⑥ 図書室の一部を多目的トイレに転用
複数の児童生徒が同時に閲覧できない
- ⑦ 個別学習の時間は、教室内を簡易なパーテーション等を活用

図2 R2年度配置図



3 これからの松本養護学校の学校づくりのコンセプトと実現に向けた取組

2の現状と課題等に示した施設の状況や学校の役割、学びの現状と課題等を踏まえ、これからの松本養護学校の学校づくりのコンセプトを以下に示し、コンセプトの実現を目指します。

※ 枠内は、コンセプトの実現のための具体的な取組の方向性です。

コンセプト1 可能性が最大限伸びる学び

○ 知的障がいや重度重複障がいのある児童生徒が安心して通えます。

- ・児童生徒が安心して通えるよう、一人ひとりの障がいの状態や特性に寄り添った指導・支援に努めます。
- ・すべての児童生徒が使いやすいユニバーサルデザインの観点を踏まえた整備を行います。
- ・児童生徒が生活の見通しが持ちやすいよう、毎日の日課をなるべく同じにするなど、分かりやすい日課にしたり、まとまりのある教室配置にしたりします。
- ・教室の中で各自に一定の学習空間が確保され児童生徒が安心して学べるよう、1教室の人数を小・中学部は6人以下、高等部は8人以下とします。また、車いすを使っている児童生徒もゆとりをもって活動できるよう空間を確保します。
- ・情緒が不安定になった児童生徒が落ち着いて学習を再開できるよう、外部からの刺激が少なく落ち着ける部屋でクールダウンができるようにします。

○ 友達と一緒に意欲的に学ぶ中で、表現力や創意工夫の力、社会性が伸びます。

- ・集会活動を通して表現力、社会性が育まれるよう、小・中学部専用のプレイルームや高等部専用の集会室で、レクレーションや行事に向けた授業を行います。
- ・生活単元学習では、児童生徒が友達と意欲的に活動し、表現力や創意工夫の力、社会性が伸びるよう、児童生徒の願いに沿って活動が日々発展・充実する授業を行います。
- ・興味関心や発達の状態等が似ている友達と伸び伸びと活動できるよう、広い体育館でグループごとの体育に取り組みます。
- ・生徒の表現力や創意工夫の力、社会性が向上するよう、作業室を近くに配置し、お互いの作業の様子を日常的に見合い、製品や取組のよさを認め合える授業を行います。
- ・興味関心の広がりや地域のよさの発見につながるよう、豊かな自然の中、四季折々の変化を生かした活動を行います。

○ 教科の専門性や楽しさに触れながら知識や技能、思考力、判断力、表現力が伸長します。

- ・個々の児童生徒の教科の力が伸びるよう、専用の特別教室で個々の実態に合った専用の教材を使った授業を行います。

例) 音楽室で太鼓等の楽器演奏・音楽と映像を組み合わせた音楽鑑賞

多様な児童生徒と一緒に運動を楽しめるユニバーサルスポーツ (ボッチャ等) 等

○ ICT 機器を活用した分かりやすく楽しい授業により、意欲が向上し学びが深まります。

- ・生活に生きる教科の力やコミュニケーションの力が伸長するよう、1人1台端末や視線入力装置等のICT機器を活用した学習に取り組みます。
- ・障がいにより行動の制限がある児童生徒が、学校にいながら本物に近い体験ができるよう、VRを活用したバーチャル（疑似）学習をします（水族館や動物園、世界旅行など）。

○ 好きな図書教材を使った学習により、学ぶ喜びを味わい知的好奇心が向上します。

- ・図書教材を使って様々な情報に触れ豊かな情操が育つよう、多様な児童生徒の興味関心に対応できる図書教材を配備した広い図書館で、ゆったりと好きな本を読み、ボランティアによる読み聞かせや大型スクリーンで動画視聴を行います。

○ 一人ひとりの特性に応じた個別学習を通して、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服する力が伸びます。

- ・児童生徒の長所が伸びるよう、興味関心に応じた題材や発達の状態に合った教材を使い、集中できる個別学習スペースで個別の学習に取り組みます。
- ・一人ひとりの運動機能に応じて、揺れやスピード感を楽しむ、様々な動きを経験する等、保有する感覚を存分に使って学べるよう、例えば、埋め込み式のトランポリンや、常設の滑り台等がある自立活動室で学習を行います。
- ・ひまわり部の児童生徒が自己の保有する感覚機能を高められるよう、揺れや光、音などの刺激に集中できる環境で学習を行います。

○ 現代の生活様式に合った新しい寄宿舎で、生活スキルや社会性等の力を養います。

- ・生活自立のスキルが身に付けられるよう、現代の生活様式に合った設備を整えるとともに、安全安心で家庭的な心地よい環境づくりに努めます。

コンセプト2 共生社会の実現に向けた協働の学び

○ 今井保育園や今井小学校、地域の方を身近に感じ共に学ぶ喜びを実感できます。(P17 参考資料(3)参照)

- ・今井保育園や今井小学校の友達と共に活動する楽しさを感じ、お互いのよさを認め合えるよう、休み時間などに遊具や水遊びコーナーで日常的に遊びます。
- ・地域の方との相互理解が深まるよう、校内の地域交流スペースで定期的にカフェや作業製品販売会を開いたり、音楽や生活単元学習を一緒に行ったりします。

○ 副学籍校交流などにより、地元の友達との相互理解が深まり所属意識が高まります。

- ・居住する地域の学校にも居場所があり、小中学校の児童生徒と活動する喜びやお互いのよさを感じられるよう、直接会う交流に加えてWebによる同時双方向型のテレビ通話等で、朝の会や音楽会に向けた練習への参加など日常的な交流及び共同学習を行います。

○ 自分の得意を生かした作業学習に取り組み、自立と社会参加につながる力が育ちます。

- ・多様な生徒が自分の得意を生かし意欲的に作業学習に取り組めるよう、従来の製造・生産的な作業

種に加え、地域の方や企業等と連携し、生徒の興味関心や産業構造の変化に応じたサービス業や事務作業等の新たな作業種を導入します。

○ **地域で働くことのやりがいや地域の方と学ぶことの楽しさを実感できます。** (P17 参考資料(3) 参照)

- ・生徒が地域社会で働くイメージや期待感を膨らめられるよう、地元の農家の方に学びながら農作物等を栽培したり、それらを使った加工品を製造・販売したりします。また、学校で学んだビルクリーニングの技術を生かした公民館の清掃等に取り組みます。
- ・地域の施設を活用し地域の方と学ぶ楽しさを実感するよう、地域で活躍するスポーツ選手やダンスサークルの指導者・芸術家等を招き、地域の方と公民館等を活用した学習をします。

コンセプト3 多様な教育的ニーズに対応する専門性の向上

○ **専門性の高い教育が受けられます。**

新たな教職員研修

- ・県教育委員会が作成したガイドラインや研修体系を参考にして、教職員の特別支援教育の経験年数等に応じた研修会や希望する専門分野について学べる研修会などを実施し、教職員の専門性の向上を図っていきます。

外部の専門家との連携

- ・障がいの多様化、重度・重複化に対応できるよう、地域の医療や福祉の関係者との連携を強化し、外部専門家を交えた支援会議の実施やタイムリーに相談できる体制づくりに努めます。

チームによる専門性の向上

- ・校内の自立活動担当教員や教育相談担当教員等で、専門性サポートチーム※8を組織し、以下のようなサポートをします。

*校内外の人材を活用し、計画的な研修を実施します。

*担任に対し、個別の指導計画の作成、評価、修正の助言をします。

*担任に対し、授業づくり、教材教具づくりの支援をします。

コンセプト4 身近な地域での学びの充実

○ **知的障がいのある児童生徒が身近な地域で専門的な教育を受けられます。**

早期療育・就学相談

- ・知的障がいのある子どもが教育的ニーズに応じた適切な学びの場を選択できるよう、市町村と連携しながら就学前の保護者や支援者の相談に対応します。

相談及び人材育成

- ・小中学校の特別支援教育に関する対応力が向上するよう、地域連携室を設置し、小中学校からの相談に対するコンサルテーション及び、理解の浸透や人材育成につながる職員研修等を行います。

地域のネットワーク構築

- ・知的障がいのある児童生徒の支援が充実するよう、松本養護学校がキーステーションとなり、地域の教育、医療、福祉、企業等関係者の連携を推進します。

※8 校内の教職員（自立活動担当教員、教育相談担当教員、養護教諭、進路指導主事 等）で構成され、学校全体の専門性向上の推進などを担うチーム。

4 松本養護学校の環境整備の基本的な考え方

松本養護学校は、松本圏域南西部（松本市西部、塩尻市西部、山形村、朝日村）の知的障がい特別支援学校として、圏域の知的障がい児を対象に、地域の住民や教育・福祉関係者等と連携して学校づくりを行ってきたところです。

一方で、施設の老朽化や狭隘化・教室等の不足が深刻となっており、「一人ひとりの可能性が最大大限伸びる学び」や、「共生社会の実現に向けた協働の学び」を実現する上で、早急な施設整備が必要となっています。

このような中、「長野県特別支援学校整備基本方針」にある学びの改革の実現に向け、学校づくりのコンセプトを明確にしながら、学びの改革を支える環境整備を進めてまいります。

(1) 設置場所について

以下の点を踏まえ、現地を松本養護学校の設置場所とします。

① 地域の理解や意向

松本養護学校の開校にあたっては、農地の提供等、今井地区の住民の方々の理解と協力のもと、校舎の建設に至った経緯があります。また、開校以来、様々な連携や交流活動が継続して実施されており、地域の方からは今後も交流の継続や拡充の意向が寄せられています。

② 地域との連携（再掲）

《同世代の友や地域の方との相互理解》

○ 今井保育園や今井小学校の子どもと休み時間などに遊具や水遊びコーナーで遊ぶ等日常的な交流及び共同学習を実施したり、地域の方をお呼びして地域交流スペースでカフェや作業製品の販売会を行ったりするなど、相互理解の深まりが期待できます。

《地域の方と協働して活動する意欲の高まり》

○ 地元の農家と協働で農作物等を栽培したり、それらを使った加工品を製造・販売したりします。また、ビルクリーニングの技術を活かした公民館の清掃、福祉ひろばの花壇やプランターの整備等、地域の方との協働や地域の施設を使った学習を通して地域で働くことのやりがいを感じることを期待できます。

③ 地域の公共施設の活用

○ 隣接する今井体育館や今井運動広場の借用により、整備費用の削減や校地の有効活用ができます。

(2) 施設設備の整備方法

松本養護学校は、平成15年度から18年度にかけて一部校舎の内装や屋根、給排水設備の大規模改修を行っており、継続して使用できる部分もあることから、既存校舎を最大限有効活用するとともに、これからの松本養護学校の学校づくりのコンセプト実現に向け、必要な増築を含めた施設整備を行います。

(3) 国の特別支援学校設置基準との整合

国の特別支援学校設置基準を踏まえ、松本養護学校の学びの改革の実現と、学びの改革を支える環境整備を進めていきます。

<参考資料>

(1) 松本養護学校の児童生徒の状況

- ・開校当時、在籍児童生徒数 160 人を想定して建てられた校舎（本校）に対して、令和3年度の本校在籍児童生徒数は 203 人となりました。
- ・令和3年度の全校児童生徒に占める肢体不自由の児童生徒の割合は 12.2%、広汎性発達障がい
の児童生徒の割合は 49.8%となります。
- ・令和3年度の全校児童生徒に占めるスクールバス利用の児童生徒の割合は 42.2%となります。

○ 児童生徒数の推移

(人)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
小学部	78	80	83	81	78	92	95	72	58	62	62
中学部	64	66	65	72	75	79	84	78	65	61	58
高等部	120	123	115	97	100	100	103	91	77	73	80
訪問教育	9	9	9	8	10	11	10	6	6	4	3
小分室	17	22	24	26	22	15	16	14	16	13	11
高分教室	—	—	—	—	—	8	15	22	22	19	21
重度重複分教室	—	—	—	—	—	2	2	3	2	3	2
全校 計	288	300	296	284	285	307	325	286	246	235	237
内本校 計	271	278	272	258	263	282	292	247	206	200	203
寿台養護(知的)	—	—	—	—	—	—	—	50	80	108	114

○ R3障がい別児童生徒数(一人の児童生徒が複数の障がいを併せ有する場合は、複数カウント)

(人)

障がい	知的障がい	肢体不自由	病弱・虚弱	視覚障がい	聴覚障がい	A D D ・ L D	言語障がい	広汎性発達障がい	ダウン症	脳性まひ	てんかん	小頭症・水頭症	心臓疾患	喘息	その他
小学部	74	15	6	4	3	2	0	41	9	2	13	3	5	4	31
中学部	58	5	4	1	5	1	10	30	5	3	10	0	2	8	10
高等部	102	6	3	7	4	10	2	47	13	2	10	1	3	2	31
訪問教育	3	3	3	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2
計	237	29	16	12	13	13	12	118	27	7	35	4	10	14	74

○ R3通学形態別児童生徒数

(人)

	保護者送迎	自力通学	スクールバス	寄宿舎	学園バス	計
小学部	15	0	46	1	0	63
中学部	8	0	37	4	9	58
高等部	10	20	17	23	10	80
訪問教育	3	0	0	0	0	3
小分教室	11	0	0	0	0	11
高分教室	0	21	0	0	0	21
重度重複分教室	2	0	0	0	0	2
計	49	41	100	28	19	237

○ R3出身市町村別児童生徒数

(人)

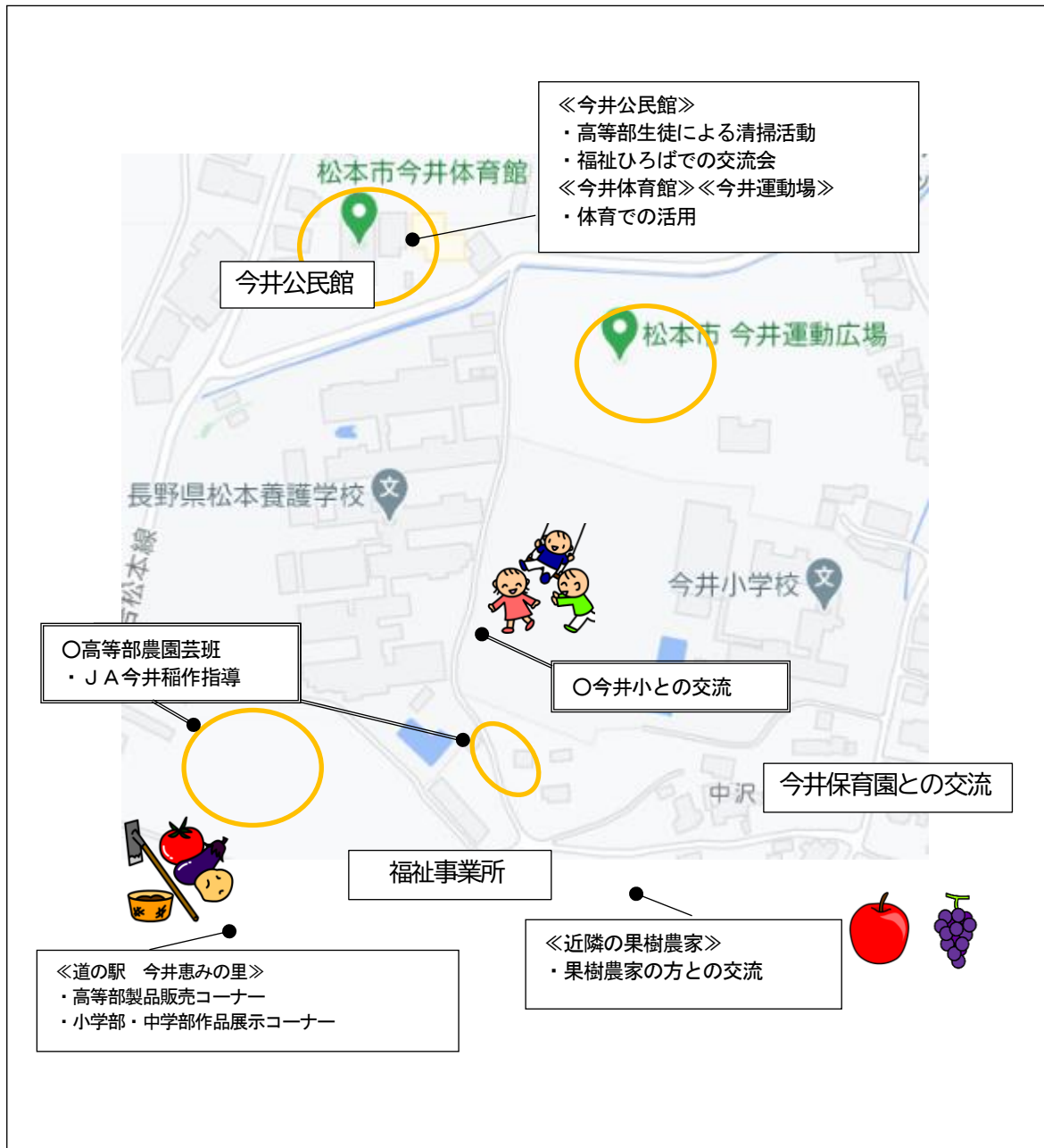
	松本市	塩尻市	朝日村	山形村	その他	計
小学部	49	18	1	2	5	75
中学部	35	12	2	3	5	57
高等部	64	28	0	7	3	102
訪問教育	2	1	0	0	0	3
計	150	59	3	12	13	237

※ その他(安曇野市、松川村、大町市、岡谷市、辰野町、諏訪市 等)

(2) 学びの改革を支える環境整備のイメージ（長野県特別支援学校整備基本方針より）



(3) 共生社会の実現に向けた協働の学び



(4) 視察報告

【山梨県立わかば支援学校】(知的障がい特別支援学校) 全校 252 名

○週日課

- ・各部共に午前中に帯で「自立活動」を 15～20 分位置づけている。

○高等部作業学習

- ・「クリーン班」は清掃活動。学校外の会社や公共施設の清掃も請け負う。

○施設・整備

- ・図書室の床はカーペット。蔵書は約 3000 冊。休み時間等、中学部・高等部生の利用も多い。
- ・多目的室・個別指導室があり、パーテーションを外して広い空間を作ることができる。
- ・小学部棟にはプレイルームあり。トランポリン・ブランコ・ミニ滑り台・バランスボール等あり、自立活動の時間の指導等で使っている。
- ・中学部棟、高等部棟には生徒更衣室が男女それぞれにあり、個人ロッカーと十分な更衣スペースがある。



【岐阜県立羽島特別支援学校】(知・肢・病の総合特別支援学校) 全校 166 名

○高等部作業学習

- ・校内の多目的室で喫茶サービスの提供と、食品、農作物、木工・手工芸・窯業製品を販売する日を設けて地域に開放している (26 回/年)。
- ・この他に年に 2 回岐阜市のショッピングセンターでの校外販売や、作業所等へ納品することがある。
- ・ビルクリーニングは契約している公共施設等へ出向いて提供。(サービス内容の料金提示)

○交流

- ・近隣地区の皆さんに広報、HP で呼びかけ「ロータスカフェ」を通して日常的に交流。回によっては 60～90 人ほどの方が訪れる。



【東京都八王子特別支援学校】(知的障がい特別支援学校) 全校 403 名

○学校の概要

- ・八王子特別支援学校では、「4-4-4プラン」として、小～高の12年間で4年区切りのステップに応じた系統的な学習指導・進路指導をしている

ステップ1：小1～4「わかって動く」

ステップ2：小5～中2「考えて動く」

ステップ3：中3～高3「責任を果たす」

○作業学習（中高のつながり）

- ・高等部の作業学習では、従来の「ものづくりの作業」から、「サービス系」を取り入れる。
- ・作業班の編成については、中学部から高等部へのつながりを大切に考えている。
「態度の評価表」を参考に、生徒がどの段階にあるかをとらえて段階的に指導する。

○作業学習（高等部）

- ・高1では、障がいの軽度の生徒と中・重度の生徒でグループ分けをしている。
 - ◇AB班（サービス系）：「ビルクリーニング」「流通・事務」「喫茶」…主に軽度の生徒
 - ◇CD班（ものづくり系）：「窯業」「布工」「農園芸」…主に中・重度の生徒
 - ◇AB班・CD班それぞれの中で、3つの作業種を10回ずつ体験する（トライアル）。作業種共通の態度を身に付けること、3作業種それぞれの基礎的な知識・技能の習得をねらう。
- ・高等部2、3年生は、本人や保護者の意見を参考に総合的に判断し、コース決定している。
 - ◇Ⅲ類型（ビルクリーニング、流通・事務、喫茶）…企業就労を目標とする生徒
 - ◇ⅠⅡ類型（食品加工、窯業、布工、農園芸、事務）…上記以外の生徒

<作業班>

- ビルクリーニング…技能検定への参加も含め、数年前から取り組んでいる
学校の食堂を作業の時間に清掃している。
 - 喫茶…タリーズやスターバックスから外部講師として指導あり。喫茶店では、食品加工班のお菓子の販売、他班が制作した器や布製品の利用、販売。
 - 流通・事務…校内の職員からの受注（名刺作成、印刷、製本、アンケートの集計、PCで入力）。事務室と連携し、各教室の事務用品の在庫確認とピッキング。
 - 農園芸…福祉事業所で農園芸の作業が多いため、学校でも実施。
体を動かすことで安定する生徒のためには必要な作業種。
-
- 食品加工…クッキー、ケーキ作り。
 - 布工…刺し子、巾着袋、トートバック製作等
 - 窯業…皿・コップ・箸置き等

○企業との連携

- ・企業説明会等で学校に企業から訪問があった際には、生徒が説明、質疑に対応する。
- ・各班で外部講師を積極的に活用している（東京都で人材バンクあり）。
- ・企業と連携し、企業でビルクリーニングや喫茶をする。企業開拓は、進路指導。

○視察より

- ・進路選択を見据え、小学部から高等部の各段階でどのような力をつけるか、ということを考え、系統性をもった学習内容やグループ編制を工夫して、取り組んでいる。
- ・サービス系の作業学習が取り入れられている。特に、流通・事務の内容は長野県内ではまだない。教科指導との連携も大切なので、作業学習だけでなく教育課程全体で考えていく必要がある。

<検討経過>

令和元年度	
第1回松本養護学校基本方針検討懇談会 令和元年6月6日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・松本養護学校の現状と課題 ・今後検討していきたい内容
第2回松本養護学校基本方針検討懇談会 令和元年7月11日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の松本養護学校のあり方 ・地域との連携について ・作業学習の充実について ・教職員の専門性について ・センター的機能の充実について ・寄宿舎のあり方について
第3回松本養護学校基本方針検討懇談会 令和元年10月9日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・松本養護学校が目指す学校像 ・寄宿舎のあり方について ・地域との連携について ・専門性とチーム力向上について ・センター的機能の充実について
第4回松本養護学校基本方針検討懇談会 令和元年12月12日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・共生社会を築いていくための特別支援学校のあり方 ・地域との連携について ・副学籍制度について ・寄宿舎のあり方について
令和2年度	
第5回松本養護学校基本方針検討懇談会 令和2年9月24日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・松本養護学校の実現すべき学び ・集団/個別学習について ・交流及び共同学習の充実について ・地域との連携について ・センター的機能の充実について ・寄宿舎のあり方について
第6回松本養護学校基本方針検討懇談会 令和2年11月20日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・松本養護学校の実現すべき学び ・設置場所について ・センター的機能の充実について ・寄宿舎のあり方について
第7回松本養護学校基本方針検討懇談会 令和3年2月2日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・松本養護学校の実現すべき学び ・寄宿舎のあり方について ・教職員の専門性の向上について ・分教室のあり方について ・環境/施設整備について
第8回松本養護学校基本方針検討懇談会 令和3年3月29日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県松本養護学校整備基本方針(案)について ・コンセプトの方向性について ・施設整備について

<松本養護学校基本方針検討懇談会 構成員名簿>

■ 令和元年度～令和2年度

氏名	役職等	備考
座長 矢野口 仁	松本大学教育学部教職センター専門員	R元～R2
片桐 政勝	(社福) アルプス福祉会常務理事	R元～R2
高野 毅	松本市教育委員会学校指導係長	R元～R2
矢口 哲平	松本市教育委員会指導主事	R元～R2
村山 育朗	松本市地域づくりセンター長	R元～R2
三村 幸一	今井地区町会連合会長	R元
上條 尚義	今井地区町会連合会長	R2
上條 征恵	松本養護学校PTA会長	R元
滝澤 治子	松本養護学校PTA会長	R2
洞沢 佳久	寿台養護学校校長	R元
麻田 正明	寿台養護学校校長	R2
下川 威	中信教育事務所特別支援教育推進員	R元～R2
勝又 和彦	松本養護学校校長	R元～R2